

事業主
(法人・個人)
の皆さんへ

固定資産(償却資産)の

申告について

固定資産税は、土地・家屋のほか償却資産(事業用資産)についても課税の対象となります。

令和6年1月1日(賦課期日)現在において償却資産を所有している方は、1月31日(水)までに下記の申告窓口へ申告してください。

【主な留意点】

- ① 法人税または所得税の申告において減価償却が終了しているも、事業に使用し続けている限りは償却資産申告の対象となります。
- ② 決算期ごとに取得した資産ではなく、あくまで令和6年1月1日現在所有している事業用資産が申告の対象となります。
- ③ 申告書には、マイナンバーの記載が必要となります。個人事業主の方は、12桁の番号を記入のうえ、本人確認書類とあわせて申告ください。法人の場合は、13桁の番号を記入のうえ、申告ください。

④ 電子申告(ELTAX)が利用できます。詳しくは左記まで問い合わせいただくか、HPをご覧ください。

ELTAXヘルプデスク
☎0570-081459



地方税
ポータルシステム

⑤ 町内で事業をされている方には、12月下旬に申告書を送付しています。同封の「償却資産申告の手引き」をご覧のうえ作成ください。また、事業をされている方で申告書が届いていない方は、問い合わせください。

【申告窓口】

- ・財務課資産税係
- ・熊石総合支所地域振興課
- ・落部支所

【問い合わせ先】

財務課資産税係
☎0137-62-2114

【主な償却資産の例示】
※左記以外にも事業用の資産があれば申告が必要です。

資産の種類	償却資産の名称等
1 構築物	舗装(駐車場・構内)、フェンス、看板、広告塔、門、石油タンク等
2 機械および装置	加工・製造機械、冷蔵・冷凍装置、ブルドーザ、コンプレッサ等
3 船舶	漁船、作業船、ボート等
4 航空機	ヘリコプター、グライダー等
5 車両運搬具	構内運搬車、大型特殊自動車(最高速35km/h以上のトラクター等)で登録番号が0と9の車両も含む。 ※自動車税および軽自動車税の対象となるものは除く。
6 工具器具備品	作業工具、測定工具、机、椅子、パソコン等家電製品、自動販売機等

消費者庁からのお知らせ
「存じですか?」

「エシカル消費」

エシカル(倫理的・道徳的)消費とは、より良い社会に向けた、人・社会・地域・環境に配慮した消費行動のことです。私たち一人一人が、社会的な課題に気付き、日々の買物を通して、その課題の解決のために、自分は何ができるのかを考えてみるのが、エシカル消費の第一歩です。

例えば、障がいのある方の支援につながる商品を選ぶことや地元産商品の購入、マイバック・マイボトルを活用することもエシカル消費です。毎日の暮らしの中で、できることから少しずつ「エシカル消費」を取り入れてみませんか。

※SDGsの17のゴールのうち、特にゴール12(つくる責任)に関連する取組です。詳しくは、消費者庁特設サイトをご覧ください。



特設サイト

函館地方務局八雲支局よりお知らせ
「法務局相続・遺言教室」を開催します

相続・遺言の基礎知識、遺言書の一般的な作成方法、「自筆証書遺言書保管制度」などについて、法務局職員が説明します。

自身の財産を次世代に引き継ぐための準備をお考えの方や、知識として聞いておきたいという方の参加をお待ちしています。

申込は不要で、参加費も無料となっておりますので、お気軽にご参加ください!
なお、参加者個別の遺言内容に関する相談をお受けすることはできません。

【日時】

1月20日(土)
午後1時～3時

【場所】

八雲町立図書館
視聴覚ホール

【問い合わせ先】

函館地方務局八雲支局
☎0137-62-2208